

## 川崎区役所区民課窓口番号表示システム等導入に係る企画提案募集要項

### 1 目的

市は、川崎区役所2階区民課待合スペースの混雑緩和と待ち時間の有効活用、業務効率化等を目的とし、番号表示システム等導入に係る設置費用及び運営経費等の削減のため事業者と協定を締結し、川崎区役所窓口番号案内表示システムを導入する。

### 2 事業内容

番号発券機と番号案内表示機を設置し、ディスプレイ等に呼出番号を表示し、音声案内と併せて来庁者を窓口へ案内する。また、民間広告や行政情報を放映するディスプレイを併設し、来庁者への情報提供をするとともに、住所異動や証明発行の待ち人数・待ち時間について、ウェブ上で情報提供する。

### 3 導入機器類・機能等の要件

原則として次の仕様を満たすものとするが、業務効率化や利用環境向上に資する提案に伴う数量・仕様変更などがある場合は、別途市と事業者が協議する。

#### (1) ディスプレイ

ア 番号表示システム用ディスプレイ（43～50インチ程度）	4台
イ 行政情報・広告表示用ディスプレイ（43～50インチ程度）	3台
ウ 職員用待ち人数等表示ディスプレイ（22～30インチ程度）	3台

#### (2) 機器類

ア 番号発券・表示システム機器	1式
イ タッチパネル式発券機	3台
ウ 呼出番号表示機	15台程度
エ 呼出番号操作機	15台程度
オ 番号表示システム用バーコードリーダー	3台
カ その他	
番号表示システム用PC、スピーカー等本業務に必要な機器一式	

#### (3) 消耗品等

ア 発券機用ロール紙（協定期間における業務執行上必要な数量）
イ 色分け窓付きクリアファイル（受付窓口用各100～200枚程度2セット）
ウ システムトラブル時用クリアファイル・番号札（業務執行上必要な数量）

#### (4) 機能

ア データ集計機能
業務ごとの発券枚数、発券から窓口呼び出しまでの所要時間（最大・平均）等
イ 窓口混雑状況発信機能

窓口混雑情報配信サイトの作成と発券状況を基にした、待ち人数、待ち時間予想、呼出し済み番号等の情報を配信、サイトのアクセス件数集計機能

ウ 順番案内メール機能

順番が近付いたらメールでお知らせする機能

エ WEB 事前予約機能

来庁予定時間をWEB入力することで予約可能な機能

(5) 事業者独自提案事例

ア 広告料を本市に納入

イ 多言語対応

ウ 行政情報等のコンテンツの製作 など

4 設置場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎区役所2階フロア

5 設置期間

令和6年11月18日～令和11年11月17日までの5年間（60カ月）（予定）※

機器の設置に要する工事等の期間については、事前に調整する。

※上記期間は、窓口体制変更に伴う区役所改修工事が予定通り行われた場合の期間であり、工事の進捗状況により変更になる可能性がある。

6 本システム設置等に関する責任分担等

(1) 導入

市は、本システムの設置場所を具体的に指定するとともに、設置のために必要な場所等を提供する。

事業者は、本システムの設置に関する施工工事などを行い、最大限の安全確保に努めること。

上記の点に関し、設置場所に係る課題等が生じた場合は、必要に応じ、両者で協議する。

本システムの所有権は、第三者が所有権を有するものを除き、事業者に帰属する。

(2) 維持管理及び運用

本システムを運用するための維持管理等については、事業者がその責を負う。故障・破損等を生じた場合の修繕または交換等による機能回復についても事業者がその責を負う。

市または事業者の故意または過失により、市、事業者及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、その責めに帰すべき事由を有する者がその損害を賠償する。ただし、その責めが明確でない場合は、市と事業者は協議して解決にあたる。

### (3) ディスプレイによる情報配信

事業者は3に掲げる情報発信用ディスプレイにおいて、民間広告及び行政情報に関して来庁者へ情報提供を行う。

事業者は、広告をディスプレイに掲載する際は、その内容が、「川崎市広告掲載要綱」、「川崎市広告掲載基準」、「医療広告ガイドライン」等に抵触する広告情報でないことを確認し、その内容を市に報告する。

市は、事業者が掲出する広告の内容等を精査し、川崎区役所広告審査委員会にて承認後、事業者に掲出の可否を決定する。

市は、本システムを介して、必要な行政情報を発信することができる。行政情報は、1枠15秒とし16枠以上確保する。行政情報と広告の合計放映枠は50枠程度とし、事業者ごとに提案を行う。最終的には市と事業者で協議の上、決定する。

市は、市の依頼を受けて事業者が作成した行政情報を、本システム以外で使用しないこととする。ただし、市と事業者との協議により、事業者からの承諾を得た場合は、この限りではない。

### (4) 機器等の撤去

協定期間満了に伴う本システム機器の撤去等については、事業者がその責を負う。本システムの撤去にあたって必要な場所は市が提供する。

### (5) 費用負担

本システムの設置、撤去、維持管理、修繕等に要する費用は、原則として事業者が負担することとする。

行政情報・企業広告放映用ディスプレイの使用に係る電気料金については、定格消費電力、放映時間等に基づき計算し、市が事業者へ納入通知書を発行し、年度ごとに納入する。

協定期間満了前に、市が行政目的等、やむを得ない理由により解約する場合、市と事業者の協議により、本システムの撤去に必要な費用の一部について、市が負担する。

協定期間満了前に、事業者側の理由により解約する場合は、事業者は本来の期間満了までの期間について、市民サービスの低下を招くことのないよう措置を講じる。

## 7 応募資格

- (1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

## 8 申込方法

### (1) 申込受付期間

令和6年2月14日～令和6年3月1日 17時まで（必着）

### (2) 申込受付場所（送付先）

川崎市川崎区東田町8番地 パレール川崎2階  
川崎区役所区民サービス部区民課

### (3) 提出書類

ア 企画提案参加意向申出書（1部）

イ 企画提案書（10部）

A4版横書きとする。必須記載事項は別表「評価基準」に関する事項とする。

ウ 法人概要（1部）

エ 導入する機器等のカタログ（1部）

オ 役員等氏名一覧及び同意書（1部）

カ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること

キ 代表者の印鑑証明書（法務局に届出したもの）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること

ク 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること

ケ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合）

(ア) 法人市民税

申込時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（滞納がないもの）をそれぞれ1部提出すること。

(イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む）を有している場合のみ）

令和3年度及び令和4年度の納税証明書（滞納がないもの）をそれぞれ提出すること。

(ア)、(イ) いずれも申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること。

### (4) 提出方法

申込受付期間内に(3)の提出書類を、郵送又は持参により提出すること。なお、提出した資料は返却しないものとする。

(5) 質問等への対応

募集要項の記載内容等に関し質問や確認事項がある場合は、3月1日 17時まで  
に、10「問合せ先」へ所定の様式（質問書）によりメールで問い合わせること。質  
問に関する回答は、約1週間を目途に回答する。

※質問・回答等の内容は、質問者の社名を伏せた状態で他の参加者と共有すること  
になる点に留意すること。

9 申込後の流れ

(1) 企画提案評価委員会の開催

企画提案参加通知書により通知する。申込事業者は、提出した企画提案書によりプ  
レゼンテーションを行い、川崎区役所窓口番号表示システム等企画提案評価委員会（以  
下、「評価委員会」という）が、別表「評価基準」に基づき審査を行う。

(2) 評価委員会に置くプレゼンテーション

ア 実施日

令和6年3月中旬（平日）

イ 場所

川崎区役所会議室

ウ プレゼンテーション概要

申込事業者1社につき、企画提案書の説明20分間、質疑応答20分間を目途に  
実施する（合計40分間程度）。

(3) 事業者の選定

ア 評価委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、  
内容を総合的に評価し、1事業者を選定する。

イ 評価については、別表「評価基準」に関する事項で行うものとし、6名の評価委  
員会委員（以下「委員」という）が5段階で評価を行う。

ウ 各委員の持ち点について、別表「評価基準」の各項目の評価点合計は、委員1人  
につき50点とするが、事業者からの独自提案があった場合は、それらに加えて委  
員1人につき最大5点まで加点対象とする（委員1人につき合計55点を満点とす  
る。）。

エ 最終的な評価は、委員6名の総合点による比較とし、1事業者を選定する。ただ  
し、別表「評価基準」の各項目の評価点について、委員6名の総合計点（加点対象  
分を除く）が配点の10分の6未満の場合は、最も高い点を得た提案であっても決  
定事業者としないものとする。

また、各項目の評価点について、委員6名の合計が配点の10分の3以下の得点  
である項目が1つで存在する場合には、企画提案書の評価点が最も高い提案者であ  
っても、決定事業者としないものとする。

オ 評価委員会委員6名の総合計点が最高点である提案者が複数であった場合は、当該提案者全員でくじ引きを行い、当たりくじを引いた提案者を決定事業者とする。

(4) 選定後の流れ

ア 審査の結果については、文書で通知する。

イ 決定した事業者は、川崎区役所と必要事項を協議の上、システム等の設置及び運用に関する協定書を締結する。

10 問合せ先

川崎区役所区民サービス部区民課 担当：齋藤

電話 044-201-3141

FAX 044-201-3920

E-mail 61kumin@city.kawasaki.jp

別表「評価基準」

1 企画提案に関すること	
(1)	企画提案書について
2 番号表示システム等の機能に関すること	
(1)	システムの機能、使いやすさについて
(2)	来庁者の視点に立った機能性、利便性について
3 行政情報及び広告の放映に関すること	
(1)	行政情報の放映について
(2)	民間広告の放映、広告主の選定方法等について
4 システム運営の安定性に関すること	
(1)	番号表示システムの運営実績について
(2)	安定した運営（広告募集）について
(3)	費用負担や維持管理について
5 システム障害時の対応と保守管理に関すること	
(1)	障害時の対応について
(2)	保守管理・安全面について